

世羅町へ転入された方へ

世羅町へ転入いただき、ありがとうございます。新生活の前に、次の項目のうち必要な手続をお済ませください。手続を行っていただく窓口は次のとおりです。お問合せはそれぞれの課へお願いします。

※「支所」欄の「○」は、せらにし支所で手続できます。

※市外局番は全て（0847）です。

手続	必要なもの	内容	主担当課 電話番号	支所
印鑑登録	○印鑑 ○顔写真付きの本人確認書類 ○委任状（本人以外の場合）	必要な場合は、新たに登録をしてください。	本 庁 町民課 （町民係） 22-5302	○
マイナンバーカードの継続利用	○マイナンバーカード ○4桁の暗証番号	マイナンバーカードをお持ちの方は、継続利用の手続が必要です。		
マイナンバーカードの公的個人認証サービス（電子証明書）	○マイナンバーカード ○6～16桁の暗証番号	希望される場合は、署名用電子証明書発行の手続をしてください。		
国民年金	○本人確認書類	海外からの転入の場合は、手続が必要です。		
国民健康保険	○本人確認書類 ○転出証明書又はマイナンバーカード	転入届の提出により、世羅町国民健康保険への加入となります（資格確認書又は資格情報のお知らせは世帯主宛に郵送します。）。	世羅保健福祉 センター 健康保険課 25-0134	○
被爆者健康手帳	○被爆者健康手帳 ※手当受給者は、住民票の写し、手当証書、口座情報がわかるもの	住所変更の手続が必要です。居住地変更届を提出してください。		
後期高齢者医療保険	【県内転入】 ○前住所地で発行された資格確認書又は資格情報のお知らせ ○65歳～74歳で後期高齢者医療へ加入されている方は身体障害者手帳などの障害の程度がわかるもの 【県外転入】 ○負担区分等証明書 ○被扶養者証明書（該当者のみ） ○障害認定証明書（該当者のみ）	【県内転入】 原則、後期高齢者医療制度の手続は不要です。転入の手続後、1週間程度で新しい資格確認書又は資格情報のお知らせを郵送します。 【県外転入】 転入前市町村から「負担区分等証明書」等交付を受けておられない場合は、その旨をお伝えください。		
重度心身障害者医療費受給者証	○マイナ保険証等（※） ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療受給者証 ○マイナンバーがわかるもの	対象となられる場合は受給者証を交付します。		

※マイナ保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ等、加入している医療保険の記号・番号・保険者番号が確認できる書類

手続	必要なもの	内容	主担当課 電話番号	支所
乳幼児・こども医療費受給者証	○対象となる子どものマイナ保険証等（※） ○マイナンバーがわかるもの	対象となられる場合は受給者証を交付します。 ※住民税課税台帳記載事項証明書が必要な場合があります（乳幼児の生計維持者が町外にいる場合など）。	世羅保健福祉センター 健康保険課 25-0134	○
ひとり親家庭等医療費受給者証	○マイナ保険証等（※） ○マイナンバーがわかるもの	対象となられる場合は受給者証を交付します。		—
児童手当	○認定請求者（養育者）のマイナ保険証等（※） ○口座情報がわかるもの（通帳又はキャッシュカード等） ○マイナンバーがわかるもの	転入日（転出予定日）から15日以内に申請してください。	世羅保健福祉センター 子育て支援課 25-0295	○
保育所入所 認定こども園支給認定	○支給認定申請書 他	保育施設への入所は、翌月1日以降です。個別に必要な書類は異なります。詳しくはお問合せください。		—
乳幼児の予防接種券・予診票 妊産婦・乳児一般健康診査受診票	○母子健康手帳 ○予防接種券・予診票 ○妊産婦・乳児一般健康診査受診票	次回の健康診査や予防接種を受けるまでに交換が必要です。転入後、速やかに手続きをお願いします。		—
妊婦のための支援給付金	—	前住所の市町村で未申請の場合は、子育て支援課へお問合せください。		○
自立支援医療（育成医療）受給者証・未熟児養育医療証	○受給者証 ○同一世帯全員のマイナ保険証等（※） ○同一世帯全員のマイナンバーカード	受給者証の交換が必要です。転入後、速やかに手続きをお願いします。		—
児童扶養手当	○手当証書 ○マイナンバーがわかるもの	住所変更（転入）届の提出が必要です。		—
放課後児童クラブの入会	○放課後児童クラブ入会登録申請書 他	放課後児童クラブへの入会は翌月1日以降です。個別に必要な書類は異なります。詳しくはお問合せください。		—

※マイナ保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ等、加入している医療保険の記号・番号・保険者番号が確認できる書類

手続	必要なもの	内容	主担当課 電話番号	支所
身体障害者手帳	○身体障害者手帳	住所地変更届出書へ記入してください。	世羅保健福祉 センター 福祉課 25-0072	○
療育手帳	<p>【県内（広島市以外）】</p> <p>○転入前の住所地で発行された療育手帳</p> <p>【県外及び広島市】</p> <p>○転入前の住所地で発行された療育手帳</p> <p>○上半身を写した最近の写真（縦4cm×横3cm）1枚 ※正面・胸から上の上半身（顔が確認できるもの）</p> <p>○身体障害者手帳（手帳の交付を受けている方のみ）</p> <p>○マイナンバーカード</p>	<p>【県内（広島市以外）】</p> <p>記載事項変更届へ記入してください。</p> <p>【県外及び広島市】</p> <p>交付申請書へ記入してください。</p>		
精神障害者保健福祉手帳	○精神障害者保健福祉手帳 ○マイナンバーカード	—		
自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者証	○自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者証 ○健康保険証等（※）（受診者と同一保険の加入者がわかるもの） ○マイナンバーカード	—		
障害福祉サービス	○障害支援区分認定証明書（交付されている場合） ○マイナンバーカード	—		
特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当	—	住所変更届へ記入してください。		
介護保険	○受給資格証明書（交付されている場合） ○マイナンバーカード	転入日から14日以内に申請してください。	○	
原動機付自転車の登録	○本人確認書類 ○前登録地の廃車証明書等、車体番号・車名・排気量等がわかるもの ※第三者の場合は委任状が必要です。	ナンバー取得の手続をしてください。	本庁 税務課 （賦課係） 22-5300	○
軽自動車等の住所（定置場）変更	—	車種によって手続先が異なりますので、お問合せください。		

※マイナ保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ等、加入している医療保険の記号・番号・保険者番号が確認できる書類

手続	必要なもの	内容	主担当課 電話番号	支所
振興会加入のススメ (ちらし配布)	振興会ごとに加入手続が違いますので、各振興会へお問合せください。	振興会への加入を希望される場合は、お住いの地域の振興会代表者の方、又はお住いの地区の自治センターへお問合せください。	本 庁 企画課 22-3206	○
広報せら等の配布	—	広報誌等が必要な場合は、企画課へお問合せください。		
CATV (せらケーブル ねっと) 加入	—	(株)MCATへお問合せください。 (☎ 0848-63-8600)		—
ごみの出し方	—	ごみ出しカレンダーをお渡しします。	本 庁 町民課 (環境整備係) 22-4513	○
犬の登録替え	○マイクロチップの番号がわかるもの又は鑑札	転入後、速やかに手続をしてください。		
防災行政無線戸別受信機の貸出	○受信機貸与申請書	受信機本体のアンテナで受信が困難な場合は、工事業者により屋外アンテナを設置します。	本 庁 総務課 (生活安全係) 22-1111	—
町営住宅	○町営住宅入居申込書	定期募集 (3月・6月・9月・12月) 入居を希望される場合は、申込受付期間内に必要書類を提出してください。	本庁(南館) 建設課 (管理係) 22-5309	○
上水道	○給水開始申込書	上水道使用開始の手続をしてください。	さかえ浄水場管理棟 広島県水道 広域連合企業団 (世羅事務所) 22-0533	○
下水道	○使用開始届出書	転入後、速やかに手続をしてください。	さかえ浄水場管理棟 上下水道課 22-1189	○
農業集落排水 (小国地区)	○使用開始届	転入後、速やかに手続をしてください。		
浄化槽	○使用開始届出書 ○管理者変更報告書	転入後、速やかに手続をしてください。なお、不要の場合もありますのでお問合せください。		
学校関係(就学相談)	○転出元学校の在学証明書 ○教科用図書給与証明書	予め、転入児童生徒の入学期日、就学校についてご相談ください。 就学先学校が決定後、その学校へ在学証明書・教科用図書給与証明書を提出してください。	せら文化センター 学校教育課 22-0548	—